



富士市告示第 46 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定並びに法第 4 条第 2 項の規定に基づく規制基準を次のとおり定め、法第 6 条の規定により告示する。

なお、関係図面は、富士市環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 29 日

富士市長 鈴木 尚

1 法第 3 条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域

法第 3 条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による市街化区域、市街化調整区域及び旧富士川町の都市計画区域外の区域とし、別表第 1 に掲げるところにより区分する。

2 法第 4 条第 2 項各号の規定により定める規制基準

1 に規定する地域に適用される事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の規制基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準は、別表第 2 のとおりとする。
- (2) 法第 4 条第 2 項第 2 号に定める規制基準は、別表第 2 に掲げる規制基準の値を基礎として、同表の規制基準に係る区域の区分ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
- (3) 法第 4 条第 2 項第 3 号に定める規制基準は、別表第 3 のとおりとする。

別表第 1 : 規制基準に係る区域の区分

区 分	地 域
第 1 種区域 (臭気指数区域)	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第 2 種区域 (臭気指数区域)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、旧富士川町の都市計画区域外の区域
第 3 種区域 (臭気指数区域)	工業地域、工業専用地域

別表第 2 : 法第 4 条第 2 項第 1 号に定める事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

規制基準に係る区域の区分	規 制 基 準
第 1 種区域	臭気指数 10
第 2 種区域	臭気指数 13
第 3 種区域	臭気指数 15

別表第3：法第4条第2項第3号に定める事業場から排出される排出水の規制基準

規制基準に係る区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数26
第2種区域	臭気指数29
第3種区域	臭気指数31

附 則

- この告示は、公示の日から施行する。
- 平成20年富士市告示第187号は、平成23年3月28日限り廃止する。